



■請願 国に対し「消費税減税を求める意見書」の提出を求める請願書 賛成！

「社会保障のため」といいますが、実際には社会保障の自然増は毎年5000億円以上カット。年金もカット、年金支給年齢の70歳超への拡大、75歳以上の医療費の窓口負担の1割から2割への引き上げ、「受診時定額負担」の導入、自己負担が3割となる「現役並み所得者」の対象を拡大、要介護1・2の介護保険外し、ケアプラン作成の有料化など、社会保障の改悪メニューが目白押しです。

消費税増税分は、「社会保障のため」どころか、高額所得者の所得税減税、大企業減税の穴埋めの原資として機能。その結果、昨年の消費増税時には「駆け込み需要」すら起きないほど家計消費を弱らせてしまいました。

消費税は所得のまったくない人にまで課せられる点では、税制と言うよりもむしろ弱者からの収奪の制度。現在はとりわけ、コロナ感染症の影響で市民生活も事業者の経営もかつてなく疲弊。消費税の減税は、働く人々や零細事業者にとってはとりわけ切実な願いです。

社会保障の充実と言うのなら、所得税の累進制強化と金融証券課税の引き上げ、大企業の法人税率の引き上げと租税特別措置の廃止・見直しなどの所得税・法人税等の不公平税制の是正、税制にお

ける「応能負担」原則・「所得再分配」機能を取り戻す事こそ重要です。



子育て支援にはちょっとぴりね
消費税は大企業減税や軍拡などに使います

検査・医療体制確立と雇用・経営への支援を

コロナ第2波への対策を怠るな！

流山市に要望書を提出

新型コロナ感染症に対する対策の強化・充実について

社民党流山支部は5月11日に、流山市に対して6項目の要望書を提出しました。その内の1の項目について掲載します。全文は文末のHPでご覧いただけます。

6項目は以下の通りです。1 医療崩壊を回避するための対策 2 子どもたちの「学びと遊び」と「食と育ち」を守るための対策 3 高齢者や障がい者の健康を守るための対策 4 人権を守るための支援策 5 地域産業・雇用と権利を守るための対策 6 感染症・地震・風水害などから生命を守るための対策

1 医療崩壊を回避するための対策について

5月10日現在の全国の感染者数16559人、干

葉県内は全国で6番目に多い874人、死者数は40人となりました。この数字も、PCR検査の大きな遅れを踏まえれば、実態を極めて過小に表すものでしかないことは言うまでもありません。国のPCR検査体制の後れをはじめ、保健所や公立病院統廃合、感染症病床の削減による相談窓口や検査機関の不足など、感染症対策の遅れを指摘せざるを得ません。

今後、感染者の拡大を食い止めるための外出・営業等の自粛などの協力要請と並行して、医療崩壊をおこさないための感染症対応の病院・病床

の確保が強く求められています。また、PCR検査体制については、4月15日付け厚生労働省の事務通達に基づき、流山市でも体制の確立を検討することが求められています。さらに、院内感染や施設内感染の防止に向けた医療・介護・福祉など最前線で働く従事者の安全配慮が問われています。

① 新型コロナ感染症の早期発見・早期隔離、早期診断・早期治療に向けたPCR検査や抗原検査体制の確立など、医療崩壊を招かないため流山市としての方策をとること。

② 子どもへの家庭内感染を防止するため、感染者は自宅療養ではなく隔離できるような市としても「感染症特別外来」や「感染症専用仮設病院」や軽症者用のホテル整備などを拡充するための方策をとること。

③ 公共施設などへの消毒活動を強化すること。公園への巡回などによる安全管理を継続・拡充すること。

④ 感染症とのたたかいを最前線で担う医療・介護・福祉等従事者の安全確保とともに処遇の改善を図ること。
www.asahi-net.or.jp/~t4h-yko/koronasitvyouyoubou.pdf

制度にも、小学校に通う子どもが休校で保護者も休まざるを得なくなった場合、別枠で有休が取得できる仕組みも導入。子どもの休校などの場合はこちらを活用しましょう。

③フリーランスへの制度も2つご紹介。1つは業務委託した仕事が出来なくなった理由が、小学校の休校で子どもの世話が必要などの場合には、1日4100円の「小学校休業等対応支援金」を給付。4月以降は1日7500円に増額、対象期間も9月末まで。もうひとつは「持続化給付金」。中小企業と個人事業主が対象だがフリーランスも適用。2020年に売り上げが前年同月比で50%以上減少した月があれば、それを年間に延べて、前年度との差額を支給。個人事業主が100万円、法人は200万円が限度。

持続化給付金は、国の発注の仕方や受注企業の不透明、「中抜き」などの疑惑が明るみになっています。コロナ対策さえも自らの利権漁りに利用する電通やパソナなどの大企業、それと癒着する国のデタラメをしつかりと糾しながら、働く者本位の施策を要求していきましょう。(2020年6月2日)



阿部治正は地域でのコロナ相談活動にも取り組んでいます。日-カ-ル-セ-イ-ティ-ネ-ッ-トのHP

休業で減収、失業で無収入 決して泣き寝入りしないで！

休業や失業を余儀なくされる人々が多数出ています。コロナ以前から進められてきた不安定で低処遇の雇用の拡大策が元凶です。国や企業は批判が自分たちに向けられるのを恐れて対策に大わらわです。しかし手続きが煩雑、支給が遅い、額も少なすぎるなど問題だらけ。しかしこれらの対策は、働く人々の要求を無視できなくなった結果でもあります。最大限に活用しながら、拡充を強く求めていく必要があります。

①休業手当。会社の判断で仕事を休むこととなった場合、会社には労働基準法の規定に基づいて平均賃金の6割以上の休業手当を支払う義務が。会社は国に雇用調整助成金を申請し、そこから支給されます。会社は、雇用調整助成金の申請さえ嫌がって、休業はコロナの影響だから会社都合じゃない、だから支払う義務はないと言うかも知れません。しかしコロナの影響や行政からの休業協力要請は、休業手当を支払わなくて良い理由にはなりません。

②有給休暇。これはコロナに関係なく労働者に認められている権利。休業で働けない場合、会社は有給休暇を使って欲しいと言うかもしれませんが、それは有給休暇の本来の使い方ではありません。コロナへの対処としては、労基法上の休業手当など他の制度や権利を活用しましょう。コロナ感染症の拡大の中で、有給休暇

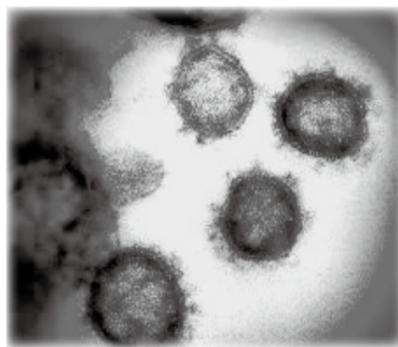
どうするコロナ対策 PCR検査など医療体制の確立を!

休業・失業・経営危機への手厚い支援策を

●2月議会の一般質問で提起した施策に沿ってさらに前進を

6月議会にはコロナ対策関連の補正予算が4つ提案されました。1号と2号は市当局による先決処分、3号と5号は先決処分ではない補正予算です。1号から5号へと順を追ってコロナ対策事業が少しずつ増えています。

私が2月議会で行った一般質問は、いまコロナ問題として登場しているほとんどすべての課題を取り上げました。



国・県・市の連携のあり方、公共交通機関の利用時の感染対策、医療機関・高齢者施設・学校・民間企業などにおける感染防止、市民への感染予防策の啓発・周知のあり方、市民からの相談や受診へのアクセスの改善策。

雇用や経営などについては、営業自粛や休業・解雇への対策、市職員の感染防止対策と労災認定、真っ先に影響が出始めている中小零細事業者への支援、歴代政権による公衆衛生や医療のリストラ策で弱体化した感染症対策の建て直しの課題、流山市の業務継続計画(BCP)を感染症に対応可能なものとする。

総じて流山市として市民の命と健康を守るための仕事にしっかり取り組んでいく必要について取り上げました。流山市においても、まだまだ不十分ですが、幾つかの施策については着手はされたと評価します。

●PCR検査など医療体制確立と雇用と生活不安への対策を

まだ足りないのは、PCR検査・発熱外来・入院施設の整備など医療体制の整備。労働者の休業や失業や生活悪化に対する対策、需要蒸発の中で特に窮地に陥っている中小零細事業者への支援策などです。これは今後のコロナ第二波

に備えて大変に重要な施策となります。市民の要望にスピーディに応えられるよう、十分な支援策となるよう、第1に要望しておきます。

●専決処分の多用やめて議会での予算審査の重視を

次に2点目。6月議会が終わったら、国の第2次補正予算を睨みながら、市としても新たな補正予算を組まなければならなくなります。その際の、議会への提案の仕方についての要望です。新たな補正予算を組むときには、今回の補正1号と2号のように当局が先決処分をした後での議会への説明、そしてかなり日にちを置いた後で議会に提案するというやり方はダメ。できるだけ早く臨時議会を招集して議会の事前チェックを受ける予算とすべきです。コロナを口実に何でも当局による先決処分、議会は事後承認で済ませるやり方は、議会の権能の軽視にもなりかねず改めなければなりません。

●補正予算への修正案は「予備費」の意味を理解せず実効性もなし

共産党提案の修正案について。中身は医療体制の確立、市民生活や事業者への支援、教育施策の拡充のために予備費を積み増せというもの。その主観的な意図は共感できますが、しかしその意図を予備費の積み増しによって実現しようとしている点を始め、問題点も多くて支持できません。

まず第1に、予備費というのは、その用途について議会の議決を必要とせず、市長の権限



で決められる事への警戒心が欠落。その結果、議会による予算とその執行のチェック機能を弱め、財政民主主義をないがしろにしかねないという問題を胎んでいます。

予備費というのは、地方自治法では「予算外

の支出または予算超過の支出に充てるため」とされています。またその使用については「議会の議決を



必要とせず、首長の権限で行う」とされています。予算上の扱いとしては、あくまでも例外的なもの。ですから災害時などに際しても、予備費を使う前に、まずは今ある予算を流用して対応。あるいは不要不急の支出を削ってその分を災害対策に充てる。そしてきちんと補正予算を組んで議会に提案し、議会の審査と議決を得るのが原則とされています。

●「予備費」の用途決定は市長権限とされ議会の関与には限界あり

2つ目の問題点。予備費というのは、あらかじめ用途が限定できないからこそ予備費とされています。「予見しがたい事態」への備えだからこそ、予備費なのです。しかし共産党は、修正案を提案した総務委員会で、その用途についてかなり細かく特定し、そのための予備費の積み増しだと説明。これは予備費の本質を無視した議論であり、それ故に実効性の確保は困難です。

コロナ対策として、今後どんな財政支出が必要となるか。感染第2波が予想される中で、PCR検査体制や陽性者の入院ベッド確保など医療体制の確立。労働者や中小零細事業者への休業補償や事業継続支援など、生活や営業を支える体制づくりなどが重要です。

しかしこれらの施策の必要は、事前に予測できるものであり、予備費として計上せよというのは極めて筋のよくない提案です。それらの施策については、個々の議員や会派や議会が市当局にきちんと要求をし、ちゃんと補正予算を組ませて、議会に諮るようにはさせるべきです。

●財政民主主義を危うくしかねない稚拙で誤った提案

市当局においては、不要不急の事業の更なる精査を行う。財政調整基金を活用する。今回

1億5千万円に戻した予備費も活用する。それらを駆使して補正予算を編成し、臨時議会を招集して議会の審査と議決を経るべき。それが、財政民主主義に則った方法です。

国会では、政府の予備費提案に対して、野党がその用途を明確にしと厳しく迫りました。議論の表面だけを見ていると、予備費の用途をあらかじめ語ることは許されるように見えたのかもしれませんが。しかし国会で野党が行ったのは、そもそも内閣がその用途を自由に決められる予備費が巨額に過ぎる、予備費ではなくちゃんと費目を立てて予算を組むべきだという批判。その上で、政府が巨額予備費にあくまでも固執をするならば、せめてその用途を明らかにせよという要求でした。市議会に共産党が出した修正案の、先ず予備費ありき、さらに予備費に用途を細かく指定するという主張とは、ベクトルがまるで反対なのです。

●コロナ禍だからこそなおさら議会と市民による予算チェックが重要

共産党の修正案は、先ず本来は用途を限定することが出来ない予備費に用途を定めよという主張であり、結局は実効性を持たない提案です。また客観的には、コロナ対策は首長の専権に委ねよ、議会によるチェックは二の次だという主張にもなりかねません。特に後者の問題、財政民主主義の原則は、コロナ対策という



事で曖昧にされてはならない大原則です。戦後75年間、国や自治体は様々な「予期せぬ事態」に遭遇してきましたが、なんでも予備費に委ねるということをして避けて、原予算内での可能な限りの流用、不要不急の事業の減額、財政調整基金の活用、それらを行った上で補正予算を組んでそれを議会に諮ってきました。この財政民主主義の原則を、簡単に揺るがせにはならない。それ故に、修正案は支持し得ません。

(補正予算には全議員が賛成)

財政民主主義おろそかにするな!

市長が用途決める予備費の積み増し要求は議会軽視